

第 89 回静岡市建築審査会会議録

- 1 日 時 令和 4 年 8 月 16 日(火) 午後 1 時 30 分～午後 2 時 20 分
- 2 場 所 静岡庁舎 新館 5 階 災害対策室
- 3 出席者 (委員) 高田雅司会長、横山孝志委員、加藤将和委員、石黒鮎子委員
鍋田さつき委員、片山幸久委員、神谷照枝委員
(事務局) 建築指導課 増田管理係長、井関主査
(処分庁) 建築指導課 浅場参与兼課長、本間指導係長、
指導係大瀧主任技師
- 4 欠席者 0 人
- 5 傍聴人 0 人

6 議題及び結論

(1) 議案審議

- ア 議案第 1 号 建築基準法第 44 条第 1 項第 2 号の規定による許可
(高速道路管理施設)
- イ 議案第 2 号 建築基準法第 44 条第 1 項第 2 号の規定による許可
(高速道路管理施設)
- ウ 引火性溶剤を用いるドライクリーニングを営む工場に係る建築基準法第 48 条の規定
に基づく包括許可基準の改正

(2) 報告事項 (包括許可基準に基づく許可)

建築基準法第 43 条第 2 項第 2 号の規定による包括許可 5 件

7 進行記録

(高田会長進行)

- ・本日、7 人の委員の出席があり審査会会議が成立していることを報告
- ・【議案第 1 号、第 2 号、第 3 号】の審議に入る前に、会議録の署名を神谷委員と横山委員に依頼
《会議録の署名について、神谷委員と横山委員が了承》
- ・[本間係長] が、【議案第 1 号】について説明

申請場所	申請者	用途
駿河区	中日本高速道路株式会社 東京支社長 松井 保幸	高速道路管理施設

(【議案第 1 号】に関する質疑応答はなく、議案第 1 号の採決へ)

- ・[高田会長]
それでは議案第 1 号の建築基準法第 44 条第 1 項第 2 号の規定による許可につい

て、審査会としては異議なしとし、議案のとおり承認します。

(続いて、議案第2号の審議へ)

- ・[本間係長] が、【議案第2号】について説明

申請場所	申請者	用途
駿河区	中日本高速道路株式会社 東京支社長 松井 保幸	高速道路管理施設

(【議案第2号】に関する質疑応答はなく、議案第2号の採決へ)

- ・[高田会長]

それでは議案第2号の建築基準法第44条第1項第2号の規定による許可について、審査会としては異議なしとし、議案のとおり承認します。

(続いて、議案第3号の審議へ)

- ・[本間係長] が、【議案第3号】について説明

(改正内容)

下記のとおり改正する。なお、施行日は令和4年9月1日とする。

- 引火性溶剤を用いるドライクリーニングを営む工場に係る建築基準法第48条の規定に基づく包括許可基準

旧	新
4 適用期間 この基準は、平成34年9月30日までに許可申請がなされたものに適用する。	4 適用期間 この基準は、令和7年9月30日までに許可申請がなされたものに適用する。

- ・[横山委員] が質問

令和7年の10月からは、個別の許可で対応するということですか。

- ・[本間係長] が回答

許可を行う際はこの取り扱い方針や包括許可基準を基に許可をするので、期限を超えたものは基本的に許可を行いません。

- ・[横山委員] が質問

包括的許可も個別許可も、期限が過ぎれば行わないということで良いですか。

- ・[本間係長] が回答

はい。

- ・[横山委員] が質問

そのような対応で困る方はいないのですか。

- ・[本間係長] が回答

10年間実施してきて、さらに5年間延長することになると、事業者の方もなかなか是正をしない可能性があります。県内の会議でも合議を得ておまして、3年という期限を定め、この先はないことを通知したうえで、最後の是正を実施していきたいと考えております。

・[横山委員] が質問

ドライクリーニングに関しては、ここに至るまで35年ほどかかっています。その頃から引火性溶剤の違反建築物が多かったです。ここで令和7年9月末をもって終わると、個人のドライクリーニング店は許可しないという方針になりますよね。

・[大瀧主任技師] が回答

10年前から指導は始まっており、許可なしには営業できないという話を続けてきた中、今回3年延長すると13年待つということになります。静岡市の方針では、13年を期限とし、終了するという事です。

・[横山委員] が質問

建築基準法第48条には、許可規定がありますね。周りに配慮すれば許可するという趣旨ですが、営業したいという方がいても理由を示し、拒否するという事です。

・[大瀧主任技師] が回答

原則的にはそのような対応になります。現在もヒアリングを全案件に関して実施しており、今回3年の延長が決まった場合、最後の延長期間と位置づけておりますので、3年以後、建築基準法第48条の許可をもって建替えや新築が原則としてできないということをお伝えしています。

・[横山委員] が質問

改正されればクリーニング協会などに説明をするのですか。

・[大瀧主任技師] が回答

いいえ、個別に通知・説明をしていきます。電話連絡は今年の7月に行いました。

・[横山委員] が質問

違反のドライクリーニング店を把握しているため、個別に説明をしているのです。その上で新たにドライクリーニング店を営業したい方がいても受け付けないということですね。

・[大瀧主任技師] が回答

そうです。

・[浅場課長] が回答

横山委員がおっしゃったように、建築基準法第48条にはただし書があるので、建築審査会の同意が得られれば、規制されているものでも営業できる可能性はあります。その際は、当然安全性や環境面の条件を全てクリアできるかを判断するので、安易に許可するものではなく、厳しい捉え方をしています。今回は特に、引火性のドライクリーニングの使用に関してこのような期間を設けましたので、令和7年9月末で引火性溶剤を用いたドライクリーニングの許可は行わないと現時点で考えております。

・[横山委員] が質問

建築基準法第48条でただし書きがあるにも関わらず、その前に包括的な厳しい基準で許可を行っており、後に引火性溶剤を用いてドライクリーニング店を営業したい方が、なぜ同じ基準をクリアしているにも関わらず許可が下りないのかという声をあげないか心配です。同じ条件で包括的許可が下りている人がいる一方、個別で許可申請をしている方が許可が下りず不満の声を上げた時、どのように断るのですか。前例があり、包括許可基準を打ち切りにする理由を問われた場合、どうしますか。

- ・[大瀧主任技師] が回答

その点も考慮に入れて通知をします。

- ・[横山委員] が質問

ドライクリーニングに関しては、違反について不明瞭です。作業場の定義も分かりにくい部分があります。

- ・[浅場課長] が回答

まずはこのまま運用し、横山委員がおっしゃる件については、県内全体でも協議をし、以降の運用の仕方も明確にしていきたいと思います。現時点では、猶予期間を置いての作業になるので、令和7年9月末で包括許可基準については廃止をしていきたいと考えております。

- ・[横山委員] が質問

ドライクリーニング店の営業者は減りましたね。当時も個人より大手企業を優遇するののかという声はありました。大手企業は準工業地域などで営業しているため問題はありませんが、個人店は住宅街で営業せざるを得ません。そのため、心配しています。

- ・[高田委員]

大きな規制をかけたことにより、個人店が大規模設備投資をして営業するのは困難です。事業者ばかりではなく我々消費者も、生活区域の中に徒歩で行くことのできる範囲で営業してほしいと望んでいます。準工業や工業地域にあっても車で行かなければならず、高齢者にとっても不便です。店舗と消費者双方にとっても問題があり、個人的意見として少し疑問が残ります。

- ・[浅場課長] が回答

今回の意見を踏まえて、静岡市内の協会とも話をしたいと思います。皆さんから頂いた声もその度に的確に受け止め、まずはこの場にて包括許可基準の改正について決定し、運用する中で、また必要が生じれば建築審査会等で相談をしたいと思います。

- ・[高田会長]

その他質問等ありますか。

(この他質問等がなく議案第3号の採決へ)

- ・[高田会長]

それでは議案第3号の 引火性溶剤を用いるドライクリーニングを営む工場に係る建築基準法第48条の規定に基づく包括許可基準の改正について、異議の無い方は挙手をお願いします。

(異議がなく議案第3号の採決へ)

- ・[高田会長]

全員賛成です。本件については異議なしと認め、議案第3号を原案のとおり承認します。

続いて、次第(3) 包括許可基準に基づく建築計画許可の報告です。お手元の資料4の報告に関するものです。処分庁より説明をお願いします。

- ・[大瀧主任技師] が説明

【資料により包括許可について(5件)について説明】

・[高田会長]

合計5件の包括許可基準について報告がありました。何かご質問ありますか。

【特に質問なし】

・[高田会長]

以上をもちまして第89回静岡市建築審査会会議を終了します。

会議録署名人

会長

委員

委員